

生徒心得

本校では、学校生活の基本として「基礎学力の充実・学習意欲の向上と規則正しい生活習慣の確立」を目標に掲げ、教職員と生徒が協調して、この達成に取り組んでいる。これらの目標を達成するためには、日々のたゆまぬ努力が必要不可欠であり、人生の修練期にある本校生徒の向上の道しるべとして、誇りと自覚をもち、明朗な学園の建設と自己研鑽^{けんざん}に努めるよう、生徒心得を定める。

以下の項目に反する場合には状況により指導を行う。

1 校内生活

- (1) 午前8時50分までに登校し、下校は午後5時までを原則とする。やむを得ず5時を過ぎる場合はホーム主任または部活動顧問を通じて生徒指導部に届け出る。
- (2) 始業時より放課後までは、無断の外出または早退をしない。やむを得ない場合は、ホーム主任・副主任に申し出て許可を得る。
- (3) 飲酒・喫煙・暴力・いじめ等は厳禁とする。
- (4) 本人または家族の者が感染症にかかったときは、直ちに学校へ連絡する。
- (5) 学校生活上不必要なものは持参しない。所持品には必ず記名し、盗難、紛失に留意する。
- (6) 休日・休業日等に校舎・校具・運動場等を使用する場合には、事前に生徒指導部に願い出て許可を受ける。
- (7) 諸掲示ならびに配付等については、事前に生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- (8) 遺失物や拾得物は、速やかに生徒指導部に届け出る。
- (9) 昼食は各自の教室でとるか、食堂を利用する。(食堂利用時はゴミを持ち帰ること)
- (10) 特別教室や体育館では上履きと下履きの区別を厳守する。
- (11) 下校時は、必ず教室や廊下の戸締まりをする。
- (12) 生徒証明書を常に携帯する。
- (13) 南舎2・3階の教室は許可のない限り昼間部生徒は使用しない。

2 学習

生徒の本分は学習にあることをよく自覚し、知識や技能を身に付けるのみでなく、すすんで教養を高め、豊かな人間性を養うように努める。

- (1) 学習活動の中心は、授業であることをよく認識し、すすんで先生の指導をうけ、正しい理解を深め、授業の効果を最大限に高めるように努める。
- (2) 予習・復習を自発的に着実にを行うよう努める。
- (3) 始業合図と共に教室内に着席または指定の場所に集合する。始業後10分経過しても先生が来ない場合には、教務部に連絡する。
- (4) 授業中や集会において、情報通信端末機器に触れたり使用したりしない。

- (5) 自習のときは、当該教室で静かに学習する。図書室を使用する場合は監督教員の指導のもとに行く。その際、他教室の授業を妨げないよう心がける。
- (6) 生徒の座席は定められたとおり着席する。

3 出欠

- (1) 欠席する場合は、事前に保護者より電話でホーム主任・副主任に申し出る。
- (2) 感染症による欠席の場合には後日、医師の診断書又は薬の名称などを証明するものと忌引き承認願いを提出し担当教科の承認を受ける。
- (3) 忌引き、その他特別な事情が生じた場合には、速やかにホーム主任・副主任に届け出て指示を受ける。忌引きは父母7日以内、祖父母・兄弟姉妹3日以内、曾祖父母・おじ・おばその他の生計を一にする同居親族1日以内である。
- (4) 学校を代表して外部に出場するときは出席扱いとなる。ただし、授業は忌引き扱いとなる。
- (5) 10分を超える遅刻・早退・離席は欠課となる。
- (6) 欠席、忌引き、その他特別な場合の教科科目の取り扱いについては所定の様式(用紙は教務部)により、生徒本人から各教科担任に届けなければならない。期限は原則として1週間以内とする。

4 服装

制服は特に定めないが、服装は生徒らしさと品位を保ち、端正で本校での各種活動にふさわしいものとする。

5 礼儀

言葉遣いや生活態度は、その人の人格のあらわれであることをよく自覚し、常に品位を保ち、礼儀正しい生活を送るように心がける。特に他人に迷惑や不快な感じを与えるような言動は慎む。

6 交通安全について

交通法規・道徳をよく守り、事故がないように心がける。

(1) 自転車について

自転車通学者は、学年別の自転車置場へ整頓して置き、必ず施錠をする。

自転車に乗る場合、雨天時はカッパを着用し、傘さし運転は禁止する。夜間の照灯を守り、並進、二人乗り等をしないようにし交通ルールを十分守る。

ブレーキ、ライト、その他の点検整備に常時努める。

自転車の運転者はヘルメットをかぶるように努めなければならない。

(2) 原動機付自転車について

原動機付自転車(50cc以下)を通学の手段とする場合は、必ず所定の様式にしたがっ

て学校に届け出て許可を受ける。(用紙は生徒指導部)

無免許での運転は絶対にしない。二人乗り、スピード違反、違法な改造をしないようにし、必ずヘルメットを着用し、交通法規に反しないようにする。

違反および事故が発生した場合は、直ちに生徒指導部に届け出る。

(3) 四輪車および自動二輪車について

四輪車や自動二輪車の免許取得は家庭の判断で取得してもよい。ただし学校への通学は禁止する。(県体や支部体および遠足等校外活動や通学途中の使用も禁止する。)

7 校外生活

(1) 外出する場合は、生徒証明書を携帯する。

(2) 外泊は必ず保護者の許可を受ける。

(3) 夜間の外出は慎む。午後10時～翌日午前4時の外出は、保護者同伴のこと。(高知県青少年保護育成条例)

(4) 風紀上いかがわしい場所への出入りおよび行為は厳禁する。

(5) 旅行・キャンプ・諸団体への加入など、校外における活動を行う場合は、事前に必ず生徒指導部に届け出て、校長の許可を受ける。冬山登山は禁止する。

(6) 男女生徒が宿泊する場合は、教員引率または保護者同伴でない限り禁止する。

旅行に学生割引証を必要とする場合は、原則として1週間前までに事務室で所定の用紙を受け取り、ホーム主任を通じて交付の手続きをとる。

8 交友

(1) 交友関係は人格形成のうえにきわめて重要な事柄である。良き友を選び、また自ら信頼される友となるように心がける。

(2) 人間平等の精神に立って、互いに人格を尊重する。

(3) 男女の交際は、互いに敬愛し合い、いかなる時、所においても礼節を守り、十分責任を自覚した行動をとる。

(4) 男女の個人的交際は、互いに保護者の了解のもとに行う。

(5) 物品・金銭の貸借は努めて避ける。

9 スマートフォン・タブレット端末等の適正な使用について

学校生活において、下記の注意事項を守ること。

(1) 授業中や学校行事等では(教員の指示がない限り)使用しないこと。

(2) 他者の悪口や誹謗中傷と受け取られるような書き込み(投稿)をしないこと。

(3) プライバシー情報(個人情報)の流出には充分注意すること。

(4) 当人の許可なく画像(動画)・写真・文章等を使用(掲載)しないこと。

(5) 歩行中・運転中は事故防止の為、使用しないこと。

(6) 家庭での使用については保護者と話し合い、ルールを守ること。

10 アルバイト

- (1) アルバイトをするときは、必ず事前にホーム主任を通じ生徒指導部に届けたうえで許可を受ける（用紙は生徒指導部）。
- (2) アルバイトに際しては、学習をおろそかにすることのないよう気をつけるとともに、高校生として自覚ある行動をとるように心がける。
- (3) 以下の場合にはアルバイトを許可しない。
 - 未成年者立入禁止場所。
 - 午前中および深夜（午後 9 時以降）。
 - 成績不振の場合や教育上支障があると認めたととき。

11 清掃および公共物の取り扱い

担当区域の清掃は責任をもってあたり、校舎内外の美化に努め、公共物を大切にし、破損することのないよう努める。

12 休暇中の注意（長期休業中を含む）

- (1) 計画的な学習と体力の増進を図り、生活が不規則にならないように留意する。
- (2) 補習や部活動等で登校する場合も、校則を遵守する。